

企画提案書記載事項

令和7年3月

法務省矯正局

企画提案書記載事項

第1 企画提案書作成に係る注意事項

- 1 企画提案書は、募集要項、仕様書及び関係資料を参照し作成すること。
- 2 企画提案書は、正本（1部）及び副本（12部）を提出することとし、副本については提出者が特定されるような事項（商号・会社名、ロゴマーク等）を記載しないこと。
- 3 企画提案書には、第2-1から10の項目を、各項目に括弧書きで記載された枚数制限の範囲内で盛り込むこと。ただし、企画提案書の各項目の該当ページにおいて、記載項目として指定された範囲外の提案が記載されている場合、その部分を採点の対象としない。
なお、別紙1及び2については上記括弧書きの枚数に含めない。
- 4 様式は原則として自由とするが、規格はA4版用紙（縦横不問）とする。
なお、正本については【別紙1】企画提案書表紙のとおり、日付、宛名、事業所の郵便番号、住所、商号又は名称、代表者氏名、担当者氏名及び電話番号を記載した表紙を付けること。
企画提案書は、Microsoft Word、Microsoft Excel 又は Microsoft PowerPoint を使用して作成し、各情報が保存されている USB メモリを1つ提出すること（計算の数式を残したまま、他のシートとリンクが残ったまま提出すること。様式内で用いる図、表、写真等については、データでのカット・アンド・ペーストができる状態のまま提出すること。）。

第2 記載項目

- 1 安定的な事業運営に資する組織体制に係る提案（2枚）
矯正行政の中での本事業の位置付けに関する理解を深め、仕様書に記載する業務内容を把握した上で、業務履行期間の全期間にわたって物品を安定的に仕入れ、検品し、梱包し、配送し、請求・決済等を行うための具体的な組織体制について提案すること。共同事業者で応募する場合には、本事業に関与する企業各社又は各部署における組織又は担当者の業務内容及び責任区分を明確に記載すること。加えて、応募の段階において、フランチャイ

ズ方式の採用、業務の一部を第三者に委託して実施させることなどを予定している場合、その具体的な内容を記載すること。

その際、企業として、これまで法人（官公庁含む）向けの物品販売業務等や電子商取引（E C）サイトを通じた物品販売業務などの類似の業務実績があれば記載するとともに、それらの業務に従事した経験やノウハウを有する責任者等の配置を予定している場合は、明示すること。

2 安定的な事業運営に資する事業移行及びリスク管理に係る提案（1枚）

業務履行期間の全期間にわたって安定的に業務を行うため、特に混乱が生じやすい業務履行期間の初期及び終期における事業移行に当たっての準備や計画について、具体的に記載すること。

また、業務履行期間の全期間にわたって、社会経済情勢の変化の中でも長期間の欠品、遅配・欠配の長期化、事業撤退などを生じさせないよう、天災等の不測の事態があったときに想定される業務履行に関するリスク及びリスクを最小化するための対応策を具体的に記載すること。

3 全国統一取扱物品のコンセプト（1枚）

自弁物品等として、一般のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア等に通常置いている物品を利用者のニーズに対応して幅広く扱えるかについて提案すること。その際、仕様書6（3）を踏まえ、仕様書別紙4に記載する物品のうち取扱い困難な物品の品名を記載すること。

仕様書6（4）を踏まえ、自弁物品等及び差入品の価格設定及び仕様に係る考え方について、全国で統一できるか否かの観点も含め、具体的に提案すること。

なお、以下の物品については、【別紙2】「価格調書（下着類記載例）」及び【別紙2】「価格調書（日用品記載例）」を参考に価格調書を作成すること。その際、1～5の下着類については表中に記載の3つのサイズの物品を、6～20の日用品については販売予定価格や仕様（サイズ、入り数、内容量、色など）の異なる任意の3種類の物品を、それぞれ記載すること。

1	半袖シャツ（男性用）丸首 M／L／2 L	1 1	ちり紙
2	防寒用の長ズボン下（男性用）キルト M／L／2 L	1 2	保湿クリーム

3	パンツ（ボクサー）（男性用） M／L／2 L	1 3	便箋
4	ノンワイヤーブラジャー（女性用） M／L／2 L	1 4	封筒
5	靴下（男性用） 24－26 cm／26－28 cm／28－30 cm	1 5	ボールペン
6	運動靴（ひも靴）	1 6	ボールペン替え芯
7	石けん	1 7	消しゴム
8	シャンプー	1 8	電池
9	歯ブラシ	1 9	綿棒
10	歯磨き（歯磨き粉）	20	制汗剤（ノンアルコール）

加えて、全国統一取扱物品のうち嗜好品として、常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による、食品衛生上の危害が発生する恐れのない包装されたスナック菓子及びペットボトル飲料について、【別紙2】「価格調書（スナック菓子記載例）」及び【別紙2】「価格調書（ペットボトル飲料記載例）」を参考に、それぞれ価格調書を作成すること。その際、販売予定価格や仕様（サイズ、入り数、内容量、味など）の異なる任意の3種類の物品を、それぞれ記載すること。

4 購入者の満足度向上のためのコンセプト（1枚）

仕様書6（2）及び6（5）を踏まえ、仕様書別紙3に記載する物品のうち取扱い可能な物品及び任意の提案による嗜好品を、以下の区分ごとに明示すること。その際、一部の矯正施設にのみ納品可能であったり、一定の条件があったりする場合などには、その内容を明記すること。

1	食料品（いわゆるお弁当）
2	生花
3	印紙（収入印紙）
4	ぬいぐるみ
5	郵便切手類等（各種金額の普通切手、はがき、郵便書簡、現金書留用封筒及び各種ゆうパック袋・箱）
6	生菓子（和生菓子（ようかんなど）、洋生菓子（アップルパイなど）、菓子パン（ジャムパンなど）等）

7	果物類（オレンジ、リンゴなど）
8	氷物（アイスクリーム、アイスマルク、ラクトアイス、氷菓など）
9	その他

加えて、自弁物品等及び差入品の発注取消し、返品に関するポリシーについて、発送又は納品の何日前までは発注取消しが可能であるか、発送又は納品後何日以内までに返送する必要があるか、返品不可の物品はあるかなどを記載すること。

5 配送業務のコンセプト（2枚）

離島やへき地を含む全国の矯正施設への配送に対応するための具体的な実施体制（調達した物品の数量の確認、検品、梱包を行う配送拠点の数とその立地、各拠点と配送先となる施設の組み合わせ、配送に要する日数、納品日時に係る制限の有無など）について提案すること。その際、物品ごとに配送拠点等が異なる場合はその詳細を明示すること。また、仕様書5を踏まえ、配送が困難又は著しい配達遅延が頻繁に生じる可能性のある矯正施設又は物品の品目があれば明示すること。

また、仕様書8（3）を踏まえ、全部又は一部の矯正施設で、より高い配送頻度での配送等が可能であれば、その内容について、条件等があればその内容も含めて、明示すること。

6 自弁物品等の販売業務に係る提案（2枚）

自弁物品等について、国側の事務負担を考慮し、効率的かつ合理的に発注を受けるための矯正施設向け購入用ウェブサイトを設定などの方法を具体的に提案すること。特に、各矯正施設会計課（係）等で取りまとめた被収容者からの注文を受けてから、調達、保管、検品、梱包、出荷、配送、納品、請求などを行うまでに想定する作業実施手順について、各作業工程に掛かる日数、作業実施者の人数なども含めて具体的に記載し、各矯正施設における事務負担の軽減に資する方策があれば明示すること。

なお、日用品、嗜好品、書籍などの物品によって作業実施手順が異なる場合は、物品ごとに作業実施手順を記載すること。

7 差入品等の販売業務に係る提案（2枚）

差入品について、差入人による容易な購入・決済を可能にする、差入人向けウェブサイトの作成、差入人注文用専用端末を用いた差入れ方法などを具体的に提案すること。特に、差入人からの注文を受け決済してから、調達、

保管、検品、梱包、出荷、配送、納品までに想定する作業実施手順について、各作業工程に掛かる日数、作業実施者の人数等も含めて具体的に記載すること。

また、書籍等及び仕様書別紙 3 に記載する物品の全部又は一部について、差入人への販売が可能な場合は、販売可能な物品を明記するとともに、物品によって納品までの作業実施手順が異なる場合は、物品ごとに作業実施手順を記載すること。

なお、差入人注文用専用端末等について、一部の矯正施設にのみ設置する場合は、当該矯正施設名を記載すること。

8 その他関連業務に係る提案（1 枚）

仕様書 9（1）を踏まえ、本事業に関連して事業者が提供可能なサービス（例えば、職員等向けの無人売店等の設置、宅配便の取次ぎ、梱包資材の販売、クリーニングの取次ぎ等）があれば、具体的なサービス内容、実施予定場所等について提案すること。

9 相談・苦情等処理の体制に係る提案（1 枚）

故障、物品の瑕疵などについて各矯正施設から連絡があった場合における相談窓口及び物品について差入人から問合せや苦情があった場合における問い合わせ窓口について、最低 1 回線の電話番号を準備し、電話回線数及び受付時間帯を含む具体的な業務体制を提案すること。

また、電話回線に加えて、電子メール、ウェブフォーム、チャットボットなどを活用した相談・苦情処理や対面での対応を想定する場合は、それぞれの手段の特徴を記載するとともに、受付時間及び回答に要する大まかな時間などについて記載すること。

10 被収容者の改善更生及び再犯防止並びに犯罪被害者支援に係る取組に関する提案（1 枚）

仕様書 9（2）を踏まえ、被収容者及び矯正施設出所者等に対する職業訓練等の機会提供など改善更生・社会復帰を目指した再犯防止に寄与する取組、犯罪被害者支援に係る取組などについて積極的に提案すること。

また、本業務履行期間中における展望的な取組の提案や、これまで想定されていない事業者が社会課題の解決に向けて貢献できると考える取組の提案があれば記載すること。

第3 企画提案書審査に係る事項

1 本事業の実施者決定方法

企画提案書の内容のうち、提案内容が優れているか否かを審査項目ごとに設定した評価のポイントに基づき判断し、その程度に応じて点数を付与する。審査に当たっては、外部の学識経験者等により構成される事業者選定委員会を設置するものとし、事業者選定委員会は、公募参加者からの提案内容を審査し、その結果を国に報告する。国はこれを受けて、最も高い合計点数が付与された者を本事業の実施者として決定する。

具体的には、評価のポイントごとに2つの評価の観点を設け、提案書の内容がそれぞれの観点を満たしているか否かに応じ、おおむね次のとおり点数を付与する。

なお、点数を付与する際の評価方法については、事業者選定委員会において定めるものとする。

(点数付与方法)

評価	配点
とても優れている。	10
優れている。	5
優れているとは認められない。	0

(審査項目)

審査項目	評価のポイント	配点
1 安定的な事業運営に資する組織体制に係る提案	矯正施設における物品販売等運営事業が、被収容者の権利保障並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律、少年院法及び少年鑑別所法の趣旨の実現を図る上で重要な役割を果たしていることを踏まえ、本事業に関与する企業各社又は各部署において、それぞれの業務内容や責任区分を適切に設定するとともに、組織として類似の業務実績を有していることや、それぞれの業務を統括する責任者に十分な経験やノウハウを有する者を配置することなど、優れた組織体制に関する提案がなされているか。	10
2 安定的な事	業務履行期間の開始時及び終了時における円滑	10

業運営に資する事業移行及びリスク管理に係る提案	な事業移行に関して具体的な計画を立てるとともに、社会経済情勢の変化の中でも業務履行期間の全期間にわたって、欠品や遅配などの業務停滞の長期化や事業撤退などのリスクを最小化するため、天災等の不測の事態があったときの業務履行に関する具体的なリスクが想定され、対応策が提案されているか。	
3 全国統一取扱物品のコンセプト	取扱いを必須とする物品について、市場価格と大きくかい離しない価格で取りそろえたとともに、本事業の趣旨を踏まえ、全国で統一的な仕様及び価格で物品を販売するための提案がなされているか。	1 0
4 購入者の満足度向上のためのコンセプト	取扱いを必須としない物品についても可能な限り幅広く取り扱うとともに、事業の円滑な実施を妨げない明確かつ合理的な内容で、返品等に関するポリシーが提案されているか。	1 0
5 配送業務のコンセプト	必ずしも交通の便が良くない地域に所在する施設も含めた全国の矯正施設に、継続的かつ安定的に物品を配送するとともに、より柔軟な配送を可能とする提案がなされているか。	1 0
6 自弁物品等の販売業務に係る提案	自弁物品等の販売業務について、業務全体を複数の作業工程に分割し、各工程の現実的な業務体制を具体的に提案するとともに、各矯正施設からの受注に際して矯正施設の事務負担の軽減や誤発注の防止に役立つ効率的かつ合理的な提案がなされているか。	1 0
7 差入品等の販売業務に係る提案	差入品等の販売業務について、業務全体を複数の作業工程に分割し、各工程の現実的な業務体制を具体的に提案するとともに、差入人からの受注に際して差入人にとって使いやすい簡潔明瞭な購入・決済方法が具体的に提案されているか。	1 0
8 その他関連業務に係る提案	業務実施場所が矯正施設であることを踏まえ、多様なサービス利用者が必要とする魅力的なサービスが提案されているか。	1 0

9 相談・苦情等 処理の体制に係 る提案	故障や物品の瑕疵などに関する窓口の電話番号を準備し、官庁執務時間内における具体的な相談・苦情等処理の体制について電話回線数を含めて提案するとともに、官庁執務時間外における連絡手段を組み合わせた具体的な受付体制が提案されているか。	10
10 被収容者の 改善更生及び再 犯防止並びに犯 罪被害者支援に 係る取組に関す る提案	事業者による、被収容者の改善更生や再犯防止に資する取組、犯罪被害者支援に係る取組などについて積極的な提案がなされるとともに、本業務履行期間中における展望的な取組や、これまで想定されていない本事業の実施を通じた社会課題の解決に資する取組が提案されているか。	10
	合計	100

2 留意事項

評価の結果、本事業の実施者となるべき者が二者以上あるときは、当該公募参加者にくじを引かせ、本事業の実施者を決定するものとする。また、公募参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、公募事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、本事業の実施者を決定するものとする。